

第2次 柳川市教育大綱

重点的取組の進捗状況

(令和2年度)

- | | | |
|---|----------------------------------|------|
| 1 | 豊かな人間性や志をもってたくましく生きる子どもを育てる教育の推進 | p 1 |
| 2 | 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実 | p 4 |
| 3 | 生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進 | p 6 |
| 4 | 特色ある市民文化の創造 | p 8 |
| 5 | 健全な身体をつくるスポーツ活動の推進 | p 10 |
| 6 | 人権尊重精神を育成する教育・啓発の推進 | p 11 |
| 7 | 子どもが健全に育つための子育て支援の推進 | p 13 |
| 8 | 安全・安心まちづくりの推進 | p 15 |

柱1 豊かな人間性や志をもってたくましく生きる子どもを育てる教育の推進

重点的取組 1	人間関係、リーダーを育てる教育活動の推進	学校教育課
成果	<p>共通実践項目に、特別活動を重視する観点から、小学校、中学校それぞれに「代表委員会活動の充実」「主体的なリーダー育成」を設けて取組を行った。</p> <p>特に今年度はコロナ禍のために中止となった学校行事の代替行事の機会を捉えて以下のような成果を上げることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校では、運動会の代替行事を行う際に、<u>代表委員会で目標を決めたり、児童会が中心となって企画・運営を行ったりする体験をと</u>おして自治的、実践的な態度を養うことができた。 ・中学校では、<u>体育的行事、文化的行事の代替行事を、希望した生徒で構成した実行委員会の企画・運営のもとで実施したりしたこと</u>から、生徒の積極的な学校行事等への参画を促すと共に、主体性の育成につながった。 <p>例年とは違う行事の運用となったことをチャンスと捉え、学校行事の意義を再確認しながら、児童生徒に目的や目標を深く意識させた取組とすることができた。</p>	
課題	<p>児童生徒に、代替行事等における他者との関わりのよさを自覚させたり、更なる実践意欲を抱かせたりするために、以下の内容の充実が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>個人、集団の目標を設定する学習活動、行事後に自己の取組を振り返る学習活動</u> ・<u>道徳科の学習との関連指導(他者と関わる体験の意味や価値を道徳科の授業において理解させる指導を行うこと)</u> 	

重点的取組 2	郷土を愛する教育活動の充実	学校教育課
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校においては、『柳川人物伝』を用いた学習を総合的な学習の時間に位置付け、調べ学習の充実を図ることで、先人に対する尊敬、感謝の念を抱かせることができた。 ・中学校においては、道徳科の年間指導計画の中に、郷土愛に関する内容を位置付けて指導の充実を図ったことで、柳川のよさや自分たちの関わり方について考えを深めさせることができた。 	
課題	<p>先人の功績等について学ぶ機会は多く設定されており、理解も進んでいる。今後は、コロナ禍の状況を見極めながら、以下の点から取組を充実させる必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>直接体験をもとにした学習…伝統行事等に実際に関わったり、昔から伝わる衣、食、住に関するものを作ったりする活動を行わせることが考えられる。</u> ・<u>地域の人たちとの関わりを重視した学習…伝統行事に携わる人たちの思いを直接聞いたり、地域の方と協働したりする活動が考えられる。</u> ・<u>地域の環境美化に関わる学習…ゴミの分別等に取り組み、美しい街づくりに参画する活動が考えられる。</u> <p>また、上記のことを可能にするために、コミュニティ・スクールの活用、「地域人材リスト」の作成、活用等が考えられる。</p>	

重点的取組 3	人間としてよりよい生き方を求める道徳教育の推進	学校教育課
成果	<p>・各学校において新型コロナウイルス感染拡大防止の取組との関連を図りながら、道徳科、保健体育科において「生命尊重」の学習に取り組んだり、「生命尊重」の観点から道徳教育を行ったりしたことで、児童生徒に「自他の生命を大切にすること」についての考えを深めさせることができた。</p>	
課題	<p>今後は以下の取組を強化することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳科の授業の充実に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> …若年教員の急速な増加からも、道徳教育の要である道徳科の学習指導の質を向上させることが急務である。次年度、市教育委員会の研究指定校である垂見小学校が「道徳科の授業づくり」をテーマとした研究発表及び授業公開を行う。<u>若年教員の学習指導の質を向上させる機会</u>となるよう支援を行う。 ・道徳科の学習と全教育活動における道徳教育との関連付け <ul style="list-style-type: none"> …児童生徒の道徳性を効果的に育成するために、各教科等における体験と道徳科の学習を関連付けて指導することが必要である。今後、さらに、このことを意図した年間指導計画の作成について周知、徹底を行う。 	

重点的取組 4	学校図書館教育の充実	学校教育課
成果	<p>・「家読(うちどく)」の取組の位置付けは、児童生徒に読書習慣を身に付けさせる上で有効であった。保護者と子どものよきコミュニケーションの場となっているという声も聞かれる。</p> <p>・「教師がすすめる図書 100 選」をもとに「おすすめの本」を設定した取組を行ったことは、子どもの読書の質を高める上で効果があった。</p> <p>・年度当初は、新型コロナウイルス感染拡大防止から実施が難しい学校もあったが、読書ボランティアの読み聞かせの取組は、児童生徒に、様々なジャンルの本に出会わせるよい機会となっている。</p> <p>・<u>司書教諭間で研修や情報交換を行うことから</u>、学習・情報センターとしての機能の充実が図られてきた。</p> <p>・読書量の少ない児童生徒に対しては、<u>司書教諭と学級担任が連携して働きかけることから</u>、少しずつ成果を上げている。</p>	
課題	<p>・市立図書館の図書の利用について、各学校で同一単元を同一時期に学習することから、借りる時期が重なり、<u>必要な図書を必要なときに借りることが難しいことがある</u>。借りる時期を割り振るなどの工夫が必要である。</p>	

重点的取組 5	コミュニティ・スクールの推進	学校教育課
成果	<p>・今年度で市内全ての小中学校において学校運営協議会制度の導入が完了した。</p> <p>・学校運営協議会において、目指す子どもの姿の実現に向けて地域、家庭、学校各々の役割はどのようにあるべきか、地域の行事に子どもをどのようにして参加、又は参画させていけばよいか等、学校と地域の双方向から意見を述べ合う場面が見られるようになってきた。</p> <p>・中学校区スタンダード(中学校区の地域、家庭、学校で連携して育む学習規律や生活習慣等)を決定し、リーフレットの作成を行った。これまでの学校毎の取組を同一中学校区の組織的な取組へと広げ、基本的な生活習慣の確立や、規範意識の醸成を推進する体制を整えることができた。</p>	
課題	<p>今年度は新型コロナウイルスの影響から、学校運営協議会の開催、様々な取組の実施ができない(又は、十分にはできない)状況であった。今後、感染の状況を見極めながら、以下の取組を行うことで、更なる推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールに関する理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> …コミュニティ・スクール実施の目的や組織・運営等について、教職員、保護者、地域の方々の理解を深めるために研修会を実施することが考えられる。 ・学校運営協議会の質の転換 <ul style="list-style-type: none"> …学校運営協議会を「学校応援団」から「地域教育創造集団」へと質の転換を行うことが必要である。そのために、「地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのか」という目標・ビジョンを共有するために「熟議」の場を位置付けることを促す。 ・中学校区スタンダードの浸透に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> …PTA総会、学級懇談会、学校運営協議会、校区民会議等の機会を捉え、地域、家庭への周知を徹底し、連携の強化を図っていく。 	

重点的取組 6	地域、家庭、学校が連携・協働して子どもを育てる体制づくり	生涯学習課
成果	<p>○本市ではコミュニティ・スクール制度の導入とあわせ地域学校協働事業を実施している。地域学校協働事業を実施することにより、<u>学校、家庭、地域が連携を強化され、豊かな心を育む教育の推進</u>や地域が一体となった<u>青少年健全育成の推進、教育力向上</u>が図られている。</p>	
課題	<p>○少なからず校区によって活動の質と量にばらつきがあるので、それを解消すべく<u>各地域学校協働推進員、支援スタッフのレベルアップ</u>を図る必要がある。また、各地域学校協働本部に支払う謝礼等について、3年間限定の支援なので、3年経過した地域学校協働本部の活動が尻すぼみにならないかという懸念がある。</p>	

柱2 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実

重点的取組 1	適正な教育課程の実施・管理	学校教育課
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業等に伴う授業時数確保のために「教育課程プロジェクト」を立ち上げ、<u>基底カリキュラムの再編を行ったこと</u>で、教育課程の量的管理を適切に行うことができた。 ・小学校では、「<u>週案作成の手引き</u>」(プロジェクトの成果物)をもとに、2週間を見通して、<u>重点目標の具現化を意識した週案の作成が習慣化している</u>。このことが、ねらいや手立て、準備などの見通しをもった授業づくりにつながった。 ・中学校では、<u>事跡を残すことが確実に</u>行われるようになってきた。 ・学校訪問において教育課程の実施・管理について指導を行うことで、<u>量的管理、質的管理についての最適化を図ったり、教育課程経営のPDCAサイクルについての意識化を図ったり</u>することができた。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・量的管理・質的管理の更なる徹底 …<u>コロナ禍の予断を許さない状況であるため、状況を見極めながら量的管理に努めると共に、授業の質の担保・向上、補充学習の強化に取り組む</u>。授業の質の担保・向上については、<u>管理職の教室訪問の徹底、児童生徒による授業アンケートの実施等</u>を行う。 ・教育課程の学校化 …<u>学校の重点目標達成に向け、特色ある教育課程の編成・実施</u>となるようにする。 	

重点的取組 2	国語科教育の充実(小学校)	学校教育課
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>説明的文章Q&A</u>」に引き続き「<u>文学的文章Q&A</u>」を作成、周知したことで、<u>教員の、国語科における「読むこと」全体の授業づくりに関する理解を深めることができた</u>。 ・「<u>授業づくりQ&A</u>」の活用は、<u>教職員の授業づくりの大きな支援となり、指導技術の向上と共に、指導意欲の向上につながった</u>。 ・<u>校内研修の機会を捉え、教育指導室の指導主事が授業づくりについて指導助言を行ったこと</u>で、<u>若年教員等の、授業づくりに関する理解を深めることができた</u>。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>国語科の授業づくりにおいては、児童の学習意欲を高めたり、学習する目的意識を抱かせたりするための学習課題(1単位時間、単元全体)の工夫が必要である</u>。 ・<u>国語科教育の充実に向けて、各教科等における学習との関連を図った学校図書館の利活用のさらなる充実が必要である</u>。 	

重点的取組 3 家庭学習・補充学習の徹底		学校教育課
成果	<p>○家庭学習について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校では、家庭学習の学年段階における時間の共通理解を行ったり、PTA組織の協力を得て保護者への啓発を行ったりしたことで、定着化が進んできた。 ・中学校では、家庭学習ノートの点検を徹底したことで、定着が進んできた。 <p>○補充学習について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校では、授業での躓きや市販テストの結果を踏まえて指導内容や指導体制を整えることで効果を上げることができた。 ・中学校では、昼休みと放課後(教科担当を中心に)や長期休業期間中と、定期考査前の放課後(学年職員を中心に)に補充学習を実施したことで効果を上げることができた。 	
課題	<p>○家庭学習について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭学習に取り組むことが難しい児童生徒に対しては、担任や教科担当任せではなく、学校全体としての取組を行うことが必要である。 ・家庭学習に取り組む必然性を高めたり、授業の内容理解を深めたりするために、授業とのつながりを考えた家庭学習の内容を検討する必要がある。 <p>○補充学習について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の中、授業の進度を優先しなければならない状況があった。<u>児童生徒の理解度を的確に把握し、学力の定着に努めることが必要である。</u> ・コロナ禍の中、学習支援ボランティアの協力等を得ることができない状況である。補充学習を効率的に行うために、さらに時間の確保、指導体制の工夫に努めなければならない。 	

重点的取組 4 校内外における研修の充実		学校教育課
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修については、模擬授業をもとにした事前研修、ワークショップ型の授業整理会を位置付けた研修の在り方が浸透し、教職員の主体的な参画が為されている。 ・コロナ禍の中であったが、<u>リモートを用いる等、運営を工夫しながら、若年教員、研究主任、主幹教諭を対処とした研修を行ったことは、受講者にキャリアステージに応じた資質・能力を自覚させる上で有効であった。</u> ・若年教員の資質・能力を向上させる支援を研究所と学校が連携しながら行うOJT研修を実施したことは、メンティーのみならずメンターの育成を行うことにもつながった。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修において、教職員の授業改善に向けた方向性を明らかにするためには、講師の招聘が必要となる。講師として招聘できる市内の人材リストを作成する等し、有効活用することが考えられる。 ・若年教員を対象とした授業力向上研修においては、モデルとなる授業を見せることを目的とし、各教科等の本質的な授業を提示できる者を授業者とするようにする。 	

柱3 生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進

重点的取組 1	校区公民館組織の一元化に向けた調整	生涯学習課
成果	平成30年度までに旧市町の公民館代表者からなる柳川市公民館連絡協議会を設置し、 <u>公民館組織の一元化に向けた協議</u> を行い、大和公民館と三橋公民館の機能を廃止や調整項目11項目すべての調整項目について調整し、 <u>統一</u> できた。	
課題	校区まちづくり協議会設立を推進していく中で、 <u>協議会の組織確立</u> のため、校区公民館との組織の関連やあり方の調整が必要であるため、 <u>柳川市公民館連絡協議会</u> で審議していく。	

重点的取組 2	コミュニティセンターの利用増進	生涯学習課
成果	市内の小学校区にコミュニティセンターが平成28年4月までに18館が整備された。しかし、 <u>利用者が増加傾向にあるもののセンターによっては利用状況が少ない</u> ところもあるので、 <u>市の事業等を校区のコミュニティセンターで開催</u> した。 また、 <u>校区公民館職員の企画力の向上を図るため、定期的な会合や研修会などを実施</u> した。 しかしながら、本年度においては、 <u>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策</u> として休館を含む利用制限等を実施したため、 <u>利用者数は、大幅な減少</u> となっている。	
課題	<u>公民館職員の企画力の向上を図るため、研修会を継続して開催</u> する。また、 <u>九州地区や県などで開催される研修会等へも参加</u> していく。なお、 <u>新型コロナウイルス感染症予防対策</u> が必要である。	

重点的取組 3	子どもの読書活動の推進	図書館
成果	<p>第2次子ども読書活動推進計画(計画期間:令和2年度～6年度)に基づき、家庭や地域、学校と連携の上、コロナ禍の中で、子どもの読書活動推進のための取組を、一部内容を変更・縮小して実施してきました。図書館が主体となって実施した主な取組は次のとおりです。</p> <p>1. ブックスタート</p> <p>絵本を通じて保護者と赤ちゃんが楽しいひとときを持ち、親子の絆を深めてもらうため、4か月児健診対象者(保護者)に絵本や図書館利用に関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡しました(例年は、集団健診時に読書ボランティアによる絵本の読み書きをさせて手渡ししている)。ブックスタートに対する理解が進み、読み聞かせが親から子への愛情表現となっている。</p> <p>2. 読書ボランティア派遣事業</p> <p>地域の読書ボランティアと学校のコーディネーターとなり、ボランティアを市内小中学校へ派遣し、1 時限目の朝読の時間に読み聞かせを実施しました。例年に比べ希望校が減少したが、児童・生徒の間で、日常的な読書習慣化が進んでいます。</p> <p>3. 団体貸出と集配型団体貸出</p> <p>市内にある幼稚園・保育園や学童保育所、小中学校など、図書館以外でも子どもが本に触れる機会がある教育福祉施設に対し、団体貸出や集配型団体貸出サービスの取組を強化しました。11月末現在の団体貸出冊数は昨年度同時期の1.2倍に伸び、子どもが身近なところで様々な本に触れる機会が多くなり、自由な読書活動の拡大につながっています。</p>	
課題	<p>子どもに自ら本を読む習慣を付けさせるためには、子どもの読書環境整備のための取組(支援)を家庭や地域、学校、図書館が相互に連携・協力しながら継続して実施していく必要があります。</p>	

重点的取組 4	図書館サービスの利用促進	図書館
成果	<p>利用者に本の魅力や読書の楽しさを伝え、関心を持ってもらうために、各年代や季節に応じたイベントを実施したり、館内に新刊コーナーや、北原白秋などの郷土出身の作家・「立花宗茂と闇千代」等の地域情報を紹介する特設コーナーなどを設置したりしました。11月末現在の総貸出冊数は昨年度同時期に比べ減少しているが、月毎では10・11月が昨年度を上回っている。</p>	
課題	<p>本の魅力や読書の楽しみなどを知ってもらうために、継続したイベント・行事などの実施と情報発信を行うとともに、新たなサービスを模索しながら、図書館サービスの利用促進を図っていく必要がある。</p>	

柱4 特色ある市民文化の創造

重点的取組1	市民文化会館を活用した文化芸術振興案についての検討	生涯学習課
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・8月末 建設工事完了(本体工事)親水性の高い水辺と共生する柳川らしい空間を創出 ・11月末 周辺工事完了(プール解体工事、駐車場整備工事、植栽工事)最終的に場内に340台の駐車場と四季折々に楽しめる広場を整備 ・12月20日市民文化会館開館記念式典の実施(オープン) ・市民サポーターの養成(アナウンス、フロント接遇) ・自主事業実行委員会の立ち上げ(自主事業の検討開始) ・市民文化会館の核となる事業の実施に向けた、有識者、館長に事務局を加えた協議を開始。コロナ過のため困難な事業もあるが、令和3年度からの本格実施に向けて事業の検討を進めている。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・12月20日の開館は無事に迎えることができたが、コロナ過により大型イベントの開催が困難な状況。新生活様式に適応しかつ市民ニーズにあった事業をいかに展開していくかが大きな課題 ・柳川独自の文化芸術の創造に向けた核となる事業の検討が必要 ・市民、特に若者の意見を吸い上げる仕組みづくり ・文化会館を中心に、市の新たな文化芸術振興の方針を示す計画策定に向けた協議の場づくり 	

重点的取組2	名勝水郷柳河の適切な管理と市民への周知	生涯学習課
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○名勝水郷柳河保存活用計画(平成31年3月策定)に基づく管理を実施。 ○前回課題 ・関係部署との情報共有・調整方法検討については、令和元年12月から庁内各課等宛て次年度以降の開発事業照会を実施。<u>埋蔵文化財及び名勝水郷柳河等の文化財の取扱いについて一括回答し、該当事業について事前協議を行うこと</u>で対応。 ・関係者への周知徹底については、市ホームページを更新。(令和2年1月保存活用計画掲載、令和2年6月水郷柳河紹介ページ更新)また平成31年度からまちづくり出前講座メニューに名勝水郷柳河の講座を追加。 ○保存修理・活用整備 ・<u>令和2年7月豪雨により被災した名勝水郷柳河構成要素の北原白秋生家主屋について、年度内に文化財関係国庫補助事業により災害復旧予定。</u> ・<u>管理者協議の上、名勝水郷柳河構成要素の城堀水路について、令和3年度文化財関係国庫補助事業による水路護岸の保存修理を実施予定。(南長柄町ほか)</u> ○管理体制の充実 ・所有者及び管理者、開発事業者等との間で随時報告、連絡、相談、協議を行っている。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>本市中心市街地に広域に所在する名勝指定地を即地的かつ具体的に周知するため、標識及び文化財解説板の設置が必要。</u>国庫補助を活用した総合的整備が望ましい。 ・<u>名勝の価値説明及び行為制限等の制度説明を充実させるため、目的毎に対象者や効果的な手法を選択し、住民説明会や講座、展示会等の開催により重層的な周知機会を創出することが必要。</u> 	

重点的取組3	柳川市史『通史』の刊行	生涯学習課
成果	<p>柳川市史『通史』は、『柳川の歴史3』(平成18年度)を第1冊目として、昨年度までに5冊を刊行した。今年度は『柳川の歴史5』として江戸時代の柳川を対象とした通史を編集している。これら『通史』は、多くの市民に手にとりいただけるように平易な記述を心がけるとともに、図版を多用し、装幀をデザイナーに依頼し親しみやすい本作りを目指している。そのため『柳川の歴史』2・3・4は既に二刷となっている。</p>	
課題	<p>令和3年度以降は、『通史』を4冊、『別編』を1冊刊行する予定となっている。いずれも、今後編集方針を決定して柳川古文書館・市史編さん担当職員を含めた執筆者に依頼することとなる。そのためには柳川古文書館の学芸業務や出前講座などをこなしつつ、地道な調査・研究・編集作業が必要であり、これまで以上の業務をこなすことが必然となる。現在館長を含めた職員が3名、会計年度任用職員(学芸業務)が5名、その他の会計年度任用職員が3名であるが、その体制強化が必要である。</p>	

柱5 健全な身体をつくるスポーツ活動の推進

重点的取組1	多くの市民が参加できるスポーツ大会の実施	生涯学習課
成果	<p>スポーツ人口の拡大や競技力と体力の向上を図るため、多くの市民が参加できるスポーツ大会やイベント、郷土出身者を顕彰するスポーツ大会の実施によるスポーツ活動の機会の提供を計画していたが、本年度においては、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、ほとんどの大会、教室を中止せざるを得ない状況となった。</p> <p>しかしながら、近隣少年ソフトボール大会(12チーム、216名参加)の実施など、感染症拡大防止策を講じながら開催できる大会もあるため、コロナ過でも開催可能な大会について、十分検討し実施した。</p>	
課題	<p>今後も新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を万全に講じることにより、開催できる大会や教室を検討する必要がある。</p> <p>また、体育施設の老朽化が著しく、簡易な修理ではカバーできない状況となっている。スポーツ大会等を開催するにあたり、支障が出る可能性があり、今後早急な体育施設の統合もしくは大規模改修等を行っていく必要がある。</p>	

重点的取組2	東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた事前キャンプの受け入れ	生涯学習課
成果	<p>平成30年度に、バヌアツ共和国の女子卓球選手1名の事前キャンプを約3カ月間受け入れた。滞在期間中は技術の向上は勿論だが、柳川市民の皆さんと様々な交流事業を行い、たくさんの人達と触れ合うことができ、本年度においても地元選手との交流や市内児童・生徒の交流事業を継続することで計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、キャンプ受け入れは見送りとなった。</p>	
課題	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、オリンピックの開催が1年間の延期となり、今後の状況も不透明なまま。</p> <p>また、キャンプ受け入れ対象のオセアニア地区から日本への渡航が厳しい状況が今後も続くと考えられるため、今後のオリンピック関連事業については、情報の収集に努め、受け入れ体制を整備するなど新型コロナウイルス感染症拡大防止策を検討しながら、実施できるかどうかを総合的に判断する必要がある。</p>	

柱6 人権尊重精神を育成する教育・啓発の推進

重点的取組1	学校における人権教育の推進	人権・同和教育推進室
成果	<p>学校の教育活動全体を通して、児童生徒が共生の心を身につけるとともに、自分らしさや能力を発揮し、人権問題を主体的に解決していく力を身に付けることができるような、指導方法の充実を図ることができました。具体的には、教職員の指導力の向上と教育課題の解消に向けた講座やリーダー研修会の実施、さらに「人権・同和教育」資料集による小中連携した人権・部落問題の学習会の実施したことにより、教職員の人権感覚を育てることができました。</p> <p>また、今年度は1～2年目の校長に対し学校訪問を実施し、人権・同和教育の意識のつけ方や教職員育成など学校内の人権について協議を行い、今後の人権同和教育のあり方を検討できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「人権・同和教育」資料集による小中連携した人権・部落問題の学習の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育資料集活用推進委員会 ・6学年担任学習会など ○各校の人権・同和教育推進に関する指導・助言 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の指導方法等に関する学習会 ・人権・同和教育推進室の学校訪問 ○校内研修の開催に対する支援(講師派遣等) <ul style="list-style-type: none"> ・各学校代表実践レポート ○PTAを対象とした研修会等の開催支援(講師派遣等) <ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会時の人権・同和研修 	
課題	<p>今年度は、新型コロナウイルスの影響で大規模な学習会が実施できなかったため、資料集を作成して学校に配布し、小規模で学習会を実施するなど工夫をしたが、人権・同和教育の推進については不十分であった。</p> <p>また、若い世代の先生の学校内外で人権感覚を育てることが不十分であったことが、学校訪問により明らかになった。</p>	

重点的取組2	人材の育成	人権同和教育推進室
成果	<p>特定職業従事者である市職員、教職員、社会教育関係者を対象に研修会や学習会を開催し、地域に密着した人材の育成を図り、地域における指導者としての実践力の向上を図れました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市職員全体の人権意識高揚のため、関係部署と連携した学習会及び研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・同和問題啓発強調月間夏期講座(中止) ・3週間事業人権を考えるつどい(12月→1月開催) <ul style="list-style-type: none"> ・2月3日～10日まで市職員の人権研修 ○教職員の指導力の向上と教育課題の解消に向けた講座や研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の指導方法等に関する学習会 	

	<p>○社会教育関係者に対する講演会等への参加要請による地域リーダーの人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会人権同和教育指導員による各校区公民館に対する講座 <p>○市人権・同和教育研究協議会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市同研社会教育部会や学校教育部会と連携した研修会 ・筑同研や県同研などの研修事業への参加
課題	<p>今年度は新型コロナウイルスの影響により、公民館の講座や関係団体の研修の多くが中止となり、地域の人材育成については不十分な結果となった。</p> <p>また、7月の同和问题強調月間における夏期講座についても、実施できず啓発に関しても不十分であった。</p>

柱7 子どもが健全に育つための子育て支援の推進

重点的取組1	親や次に親になる世代が、より良い親になるための支援の充実及び家庭・地域の教育力の向上	子育て支援課
成果	<p>令和2年度に子育て支援課内に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を設置し、母子保健事業と子育て支援事業の一体的な実施による<u>妊娠期から子育て期(18歳まで)にわたる切れ目のない支援に取り組んでいます。</u></p> <p>マタニティセミナー、赤ちゃんサロン、こんにちは赤ちゃん事業等の従来からの事業に加え、<u>令和2年度から新たに産後サポート事業として「ゆりかごサポート」を開始しました。</u>この事業では、産後間もない母子に対し小児科医や助産師の相談、母乳マッサージ等を実施しています。</p> <p><u>地域子育て拠点事業については、地域のつながりの希薄化等により事業ニーズが高まっている一方で、現在事業を実施している柳城児童館の老朽化が著しいため、有明観光物産公園内に新たに施設を整備することとし、令和4年4月の開館に向けて、今年度設計業務を進めています。</u></p>	
課題	<p>赤ちゃんのいる生活を具体的にイメージできないままに出産し、考えていた生活とのギャップを感じている産婦もいます。育児についての知識、手技等を得るための支援や、母親同士の仲間づくりの環境が必要と考えます。</p> <p>そのため、<u>産後ケアの開始や教室の充実、移転する子育て拠点施設での事業の拡充などが課題です。</u></p>	

重点的取組2	学校教育と児童福祉の協力・連携による学童保育事業の充実	子育て支援課
成果	<p>第一次の取り組みに引き続き、余裕教室等を活用し学童保育施設拡充等に取り組んでいます。しかし依然として一部の学童保育所では待機児童の解消とまでは至っていない状況です。</p> <p>校区内の住宅開発などにより待機児童の増加が見込まれている藤吉小については、令和1年度までは余裕教室を活用し2クラスで実施していましたが、令和2年4月より教育委員会及び学校の協力を得て開設場所を確保し、3クラス目を新規開設しています。</p> <p>また、学校の長期休業時のみの入所希望者の受入れは、例年増クラスにより入所受入れを実施する校区もありましたが、令和2年度は学校の長期休業が短縮されたことにより入所希望者が少なかったため、増クラスをせずに実施しました。</p> <p>さらに、<u>新型コロナウイルス感染症予防の観点から、児童間のスペースが取れない学童保育所については、余裕教室の借用等学校と協力の上、児童間のスペースが取れるようにして受入れを実施しました。</u></p> <p>なお、学童保育所支援員等の確保について、令和2年4月より支援員資格手当の創設及び最低賃金のベースアップ、有給休暇の5日以上の実績取得できるように委託金額の増加など<u>支援員の処遇改善を実施しました。</u>また、支援員募集についての支援等を実施し、人員確保に努めています。</p> <p>学童保育所は平成27年度から子ども子育て支援新制度の施行により質の確保も求められ、支援員の業務量が増加しています。このため<u>学童保育所の質の確保及び支援</u></p>	

	<p>員の業務改善に向けて、令和1年度より業務に関する助言の実施や学童保育所への資料提供を行い、運営に関する指導監査を実施しています。</p> <p>【学童保育所入所者数の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30/5/1 現在</th> <th>R1/5/1 現在</th> <th>R2/5/1 現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所者数(人)</td> <td>789</td> <td>778</td> <td>755</td> </tr> <tr> <td>長期休業のみ別掲</td> <td>長期休業のみ 39</td> <td>長期休業のみ 45</td> <td></td> </tr> <tr> <td>待機児童数(人)</td> <td>4</td> <td>29</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>				H30/5/1 現在	R1/5/1 現在	R2/5/1 現在	入所者数(人)	789	778	755	長期休業のみ別掲	長期休業のみ 39	長期休業のみ 45		待機児童数(人)	4	29	24
	H30/5/1 現在	R1/5/1 現在	R2/5/1 現在																
入所者数(人)	789	778	755																
長期休業のみ別掲	長期休業のみ 39	長期休業のみ 45																	
待機児童数(人)	4	29	24																
課題	<p>学童保育所の施設面について、長期休業中のみのクラス開設の場合も含め待機児童の解消に向けて余裕教室などの既存施設や学校用地の活用を図るため、教育委員会、学校との連携による学童保育施設の拡充が課題です。また、教育委員会、学校との連携について、特別な配慮を要する児童への対応や災害等の緊急時の連絡体制等についての整備する必要があります。</p> <p>また、学童保育所の運営に関して、学童保育所支援員等の高齢化や支援員不足等の問題があり、安定的な運営ができるほどの支援員の確保ができていない学童保育所が一部あります。あわせて支援員の資格取得のための研修受講勧奨、運営に関する指導監査の実施による支援員の質の向上が課題になっています。</p> <p>将来的には、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるような事業と一体的に実施することの検討が必要とされています。</p>																		

重点的取組3	要保護児童対策地域協議会関係機関の連携による児童虐待防止及び要保護児童等への支援の充実	子育て支援課
成果	<p>要保護児童対策地域協議会の調整機関である子育て支援課(こども相談係)に、平成30年度に虐待対応相談員、令和2年度に子ども家庭支援員と、どちらも児童相談所勤務経験のある県職員OBを配置し、要保護児童等への対応の充実と、相談支援に必要な知識の向上に取り組みました。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止のため延期していた協議会代表者会議や実務者会議については、代表者会議を1月14日、実務者会議を2月2日から19日までに開催する予定です。</p> <p>関係機関の担当者と要保護児童の対応策を協議するケース会議においては、随時開催し対応していますが、今年度は、特に新型コロナウイルス感染拡大による家庭内自粛や生活困窮での児童虐待等が懸念されたため、学校休業期間中に、家庭児童相談についてのチラシを保護者に配布し、心配な児童については、小中学校の先生方と対応を協議し、児童の様子を確認する家庭訪問や電話連絡を集中して行いました。</p> <p>また、令和2年度、小学校から18歳までの子どもや若年の妊産婦、養育支援を必要とする家庭などについて、関係機関と連携して包括的、継続的な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」をこども相談係に開設しました。</p>	
課題	<p>令和2年度、こども相談係に開設した「子ども家庭総合支援拠点」と、同時に母子包括支援係に開設された「子育て世代包括支援センター」との新たな連携体制の構築が課題です。</p>	

柱8 安全・安心まちづくりの推進

重点的取組1	子どもの安全確保対策の推進	総務課
成果	<p>1 防犯教育の推進 薬物乱用防止や暴力団排除教室、防犯に関する講習会などが、毎年度学校単位で現在も実施中です。継続的な実施により、刑法犯の認知件数の減少がみられています。</p> <p>2 交通安全教育の推進 各小中学校で柳川警察署による交通安全教室、特に自転車乗り始めの小学校3年生には自転車を使った交通安全教室を実施、希望があれば幼稚園・保育園、高等学校においても実施しています。柳川市における交通事故の発生件数も減少傾向で推移しています。</p> <p>3 子ども見守り隊などの活動推進 小学校の登下校時に、地域の住民や保護者の方々による見守り活動が現在も実施されており、地域の子どもの地域で見守りしています。</p> <p>4 青色回転灯パトロール車の巡回 柳川市安全安心まちづくり推進協議会が参加する「安全・安心まちづくり活動」、毎週金曜日に火災予防と安全安心を兼ねて柳川市消防団による市内巡回を実施、中学校区毎の学校安全指導員による通学路や要注意の場所の巡回を実施、市役所職員(係長以上)が2人1組で庁舎毎に毎週1回午後5時から午後8時までの間の1時間程度、巡回広報を実施中です。</p> <p>5 防犯情報の共有 柳川警察署と連携し、青パトによる安全安心広報を実施しています。また、不審者等の情報があれば小中学校メール・防災メールまもる君で配信しています。</p> <p>6 防犯灯設置の推進 行政区が管理する防犯灯のLEDへの取替え、新設にかかる補助金交付(1灯上限2万円)を行い、令和元年度から令和2年11月30日までに、取替え424灯、新設145灯が実施しました。</p> <p>7 通学路防犯灯の整備 令和元年度に蒲池中通学路に3灯、大和中通学路に18灯、三橋中通学路に1灯を設置しました。令和2年度は三橋中通学路へ5灯設置予定です。</p> <p>8 道路交通環境の整備 令和元年10月に供用開始された矢ヶ部小学校北側の旧佐賀線跡道路に安全施設の設置を実施しました。国による大和中中学校西側、国道208号線の歩道整備が継続中。</p> <p>9 交通安全施設等の整備 交通安全上の危険箇所には防護柵や区画線等を次のとおり整備しました。</p> <p style="margin-left: 20px;">令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵整備 11箇所 569m ・区画線(路面標示) 15箇所 <p style="margin-left: 20px;">令和2年度(11月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵整備 21箇所 816m ・区画線(路面標示) 2箇所 	
課題	<p>防犯教育及び交通安全教育の推進については、教育課程での時間の確保や継続が課題です。</p> <p>子ども見守り隊などの活動推進及び青色回転灯パトロール車の巡回については、一定の成果があがっていますので、今後も継続実施の取り組みを推進していく必要があります。しかし、活動されている方は高齢者が多く、若者の確保が課題になっています。</p> <p>防犯灯設置の推進、通学路防犯灯の整備及び交通安全施設等の整備、につきましては、人口減少等による市の歳入減の中で、予算の確保が課題です。</p>	